

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20211102	有限会社Second Line運輸(法人番号5260002026640) 代表者川崎満也	岡山県井原市高屋町340番地1	有限会社Second Line運輸	岡山県井原市高屋町340番地1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同項第2号及び同条第4項	令和3年1月28日、同年3月11日及び同年3月24日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の変更未届出違反(安全規則第3条の2)、(3)事業用自動車の定期点検整備の記録義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11	11
20211104	株式会社高速トラフィック(法人番号1260001011011) 代表者森山祐枝	岡山県岡山市南区浦安本町94番地1	本社営業所	岡山県岡山市南区浦安本町94-1	輸送施設の使用停止(85日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同項第2号及び同条第4項	令和2年10月15日及び同年12月17日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の2)、(4)事業用自動車の定期点検整備記録の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条の5)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20211112	株式会社DDカンパニー(法人番号7260001017449) 代表者山本大策	岡山県倉敷市茶屋町早沖1414	本店営業所	岡山県倉敷市茶屋町早沖1414	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号及び同条第4項	令和2年11月18日、令和3年2月10日及び同年3月1日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業用自動車の定期点検整備義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7

20211117	有限会社カタマ建設 運輸(法人番号 6260002017416) 代表 者片沼壽雄	岡山県倉敷市児島禰田町 2651番地	本社営業所	岡山県倉敷市児島禰田町 2651番地の2	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号、同 項第2号及び同条第4項	令和2年9月11日及び令和3年6月24日、情報提 供を端緒として監査を実施。13件の違反が認め られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれ ある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3) 整備管理者の変更届出義務違反(安全規則第 3条の2)、(4)事業用自動車の定期点検整備義 務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義 務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(6) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、 (7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8 条第1項)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安 全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載 事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する特 別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、 (12)特定の運転者に対する適性診断受診義務 違反(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者 の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	10	10
20211119	ヤマト運輸株式会社(法 人番号1010001092605) 代表者長尾裕	東京都中央区銀座2丁目16 番10号	広島舟入南営 業所	広島県広島市中区舟入南2 丁目5-19	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和3年6月24日、当該事業者より無車検運行 を行った旨の自己申告を受けたことを端緒とし て監査を実施。1件の違反が認められた。無車 検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3条の2)	6	6